

久喜市「広報くき」広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、紙面で発行する広報くきの広告掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載広告の要件)

第2条 広報くきに掲載することができる広告は、次に掲げる要件を備えたものでなければならない。

- (1) 公共性及び品位を損なうおそれのないものであること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各項（第2項、第3項及び第12項を除く。）に掲げる営業に該当しないものであること。
- (3) 政治運動、宗教活動又は意見広告に係るものでないこと。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反しないものであること。
- (5) その他公益上特に支障がないと認められるものであること。

(広告の位置、規格及び掲載料)

第3条 広告の位置、規格及び掲載料は、別表に掲げるとおりとする。

(広告の掲載単位)

第4条 広告の掲載は、広報くきの発行月を1単位とする。

(掲載の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者は、広告を掲載しようとする広報くきの発行月の2月前までに、広報くき広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする原稿案を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申込者は、6回を限度として、連続して複数回にわたる広告掲載を一括して申し込むことができる。

(広告掲載の可否決定等)

第6条 市長は、前条の申込書及び原稿案が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により掲載広告の可否を決定したときは、広報くき広告掲載決定通知書（様式第2号）により、当該申込みをした者に通知するものとする。

（掲載料金の納付）

第7条 広告掲載の決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長の指定する期日までに広告の掲載料金を一括して納付しなければならない。

2 広告の原稿の作成に係る経費は、広告主の負担とする。

（掲載料金の還付）

第8条 納付された広告の掲載料金は、還付しない。ただし、広告が掲載できなかった場合において、広告主の責めに帰すべき理由がないときは、この限りでない。

（広告掲載の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

（1） 広告の掲載料金を指定する期日までに納付しなかったとき。

（2） 広告の原稿を指定する期日までに提出しなかったとき。

（3） その他広告の掲載が適切でないと市長が判断したとき。

（広告掲載の取りやめ）

第10条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取りやめるときは、書面により市長に申し出なければならない。

（広告主の責任）

第11条 広告主は、広告の掲載について、関係法令を遵守するとともに、内容に関する一切の責任を負うものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、広報くきへの広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成22年10月15日告示第519号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年1月11日告示第10号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年4月26日告示第180号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の久喜市「広報くき」広告掲載取扱要綱の規定は、平成31年5月1日以降に発行する広報くきに掲載する広告について適用し、同日前に発行する広報くきに掲載する広告については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

位置	色	規格	掲載料金
「広報くき」の表紙及び最終面を除く紙面の下段で、市が指定する位置	4色（カラー）刷り	1号（縦45ミリメートル、横90ミリメートル）	1回当たり25,000円
		2号（縦45ミリメートル、横180ミリメートル）	1回当たり50,000円

（注）「広告」の文字を、広告の側に記載するなど、広告の掲載であることが分かるように、その旨を表示すること。

様式第1号(第5条関係)

広報くき広告掲載申込書

年 月 日

久喜市長 あて

所在地
代表者名
電話番号
FAX番号

久喜市「広報くき」広告掲載取扱要綱及び市が定める広告掲載の基準等を遵守の上、次のとおり申し込みます。

広告の大きさ	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号	
	※1号 (縦45ミリメートル、横90ミリメートル) 2号 (縦45ミリメートル、横180ミリメートル)	
広告の掲載月号	<input type="checkbox"/> 1回掲載	年 月号
	<input type="checkbox"/> 複数回掲載	年 月号から 年 月号まで

※ご希望の項目にチェックを入れてください。

○ 添付資料

様式第2号(第6条関係)

広報くき広告掲載決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長

年 月 日付けで申込みのありました広告の掲載について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 次の条件を付して掲載します。

(1) 決定事項

広告の大きさ	号
掲載月号	年 月号 (計 回)
掲載料金	円

(2) 広告掲載料は、納入通知書を発した日から14日以内に指定金融機関に納入すること。

(3) 次のいずれかに該当するときは、この決定通知を変更し、又は解除することができる。

ア 広報くきの発行上重要な変更が生じたとき。

イ 広報くきの編集上重要な支障が生じたとき。

2 掲載しません。

理由